

ショートステイ朝日荘

指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護事業運営規程

第1条 この規程は、社会福祉法人朝日福祉会が設置経営する指定短期入所生活介護事業の運営及び介護予防短期入所生活介護事業所(以下「事業所」という。)が行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護職員又は介護職員、医師、栄養士及び調理員その他の従業者(以下「生活相談員等」という。)が、要介護状態、介護予防にあっては要支援状態にある高齢者に対し、適正な短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、要介護者の心身機能維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。
- 2 指定介護予防短期入所生活介護の提供に当たって、事業所の生活相談員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、要支援者の心身機能の維持回復を図り、もって要支援者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称)

第3条 本事業所の名称は、次のとおりとする。

ショートステイ朝日荘

(事業所の所在地)

第4条 本事業所の所在地は、次のとおりとする。

所在地 一宮市明地字西阿古井1番地

(職員の種類、員数及び職務の内容)

第5条 本事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の職員等の管理及び業務の管理を一元的に行う。

- (2) 医師 3名

- (3) 生活相談員 2名以上

生活相談員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を

行う。また、事業所内のサービスの調整、居宅介護支援事業者等他の機関との連携において必要な役割を果たす。

(4) 看護職員 3名以上

上記(2)の医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を行う。

(5) 介護職員 27名以上

介護職員は、介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

(6) 栄養士又は管理栄養士 1名以上

栄養士は、献立作成・栄養管理を行う。

(7) 機能訓練指導員 1名以上

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止する為の訓練を行います。

(8) 調理員 6名以上

調理員は、栄養士と連携を図り利用者に喜ばれる食事の提供に努める。

(9) 事務職員 2名以上

必要な事務を行う。

(営業日及び入退所時間)

第6条 本事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

① 営業日 年中無休とする。

② 入所時間及び退所時間 午前9時から午後7時までとする。但し、特別の理由があると認められる場合は、前記時間外でも受付ける。

(利用定員)

第7条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用定員は次のとおりとする。

① 併設利用型 20名とする。

② 空床利用型 特別養護老人ホーム定員70名以内

(指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容)

第8条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の内容は次のとおりとする。

1 介護

① 生活相談(相談援助等)…常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

② 適切な介護の提供…介護に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。

③ 入浴サービス…1週間に2回以上、適切な方法により利用者を入浴させ、又は清拭を行う。

④ 排泄介助…利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。

⑤ おむつ交換介助…おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えを行う。

- ⑥ その他の介護…その他利用者に対し、離床、着替え、理美容その他日常生活上の世話を適切に行う。
- 2 食事の提供
 - ① 利用者の食事は、栄養並びに利用者の心身の状況及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に行う。
 - ② 利用者の食事は、利用者の自立の支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で行われるよう努める。
- 3 日常生活動作の機能訓練
 - ① 利用者の心身の状況等を踏まえ、必要に応じて日常生活を送る上で必要な生活機能の改善又は維持のための機能訓練を行う。
- 4 夜間看護体制
 - ① 常勤の看護師を配置し、健康管理のため24時間連絡体制を確保しています。
- 5 健康管理
 - ① 嘱託医師及び看護職員は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を行う。
 - ② 看護職員は、利用者に対して行った健康管理に関し、その者の健康手帳の所要のページに必要な事項を記載するものとする。ただし、健康手帳を有しないものについては、この限りではない。
- 6 相談及び援助
 - ① ショートステイに携わる職員は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。
- 7 その他のサービスの提供
 - ① 利用者に快適な安らぎのある生活の場所の提供を念頭に、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行う。
 - ② 本事業所は、常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

(指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護の利用料とその他の費用の額)

第9条 指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- 2 本事業所は、前項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。なお、滞在費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている利用者の場合、その認定証に記載された金額と事業所設定金額とのどちらか低い額とする。
 - ① 第10条における通常の事業の実施地域を越えて行う指定短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護に要した送迎の費用は、実施地域を越えた地点から自宅までについて、次の額を徴収する。

- 実施地域を越えた地点から、片道1km毎に 50円
- ③ 食費 朝食 365円、 昼食 550円、 夕食 530円
- ③滞在費 多床室 855円(介護保険負担限度額の認定を受けていない入居者の1日あたり)
- ④理容代 1回につき 800円
- ⑤美容代 1回につき 1,300円
- ⑥前各号に掲げるもののほか、ショートステイにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係わる費用であつて、その利用者に負担させることが適当と認められる費用…実 費
- 3 前1、2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名捺印)を受けることとする。
- 4 利用料の支払いは、現金又は銀行口座振込又は郵便振替により、指定期日までに受けるものとする。

(通常の送迎の実施地域)

第10条 通常の送迎の実施地域は、一宮市、稲沢市祖父江町の区域とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

- 第11条 利用者がショートステイのサービス利用に当たっては、次の事項を遵守してもらうよう予め周知することとする。
- 一、施設を利用しているときは、生活相談員等施設職員の指示に従うこと。
 - 二、施設の備品等を大切に扱うこと。
 - 三、利用者は、気分が悪くなったときは早急に担当者に申し出ること。

(緊急時における対応方法)

第12条 従業者は、ショートステイサービスの提供を行っているときに、利用者に病状の急変、その他緊急事態が発生したときは、速やかに看護師及び嘱託医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(非常災害対策)

- 第13条 当事業者は、非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施に当たり、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

(事故発生時の対応)

- 第14条 事業所は、利用者に対するショートステイサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。
- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をする。
- 3 事業所は、利用者に対するショートステイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合

は、損害賠償を速やかに行うものとする

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じる。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を設置し定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に開催するために研修計画を定める。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、再発の確実な防止策を講じるとともに、市町村へ報告する。

(身体的拘束等の禁止)

第16条 事業所はサービスの提供に当たっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等その他入居者の行動を制限する行為は行わない。また身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

- 2 事業所は身体的拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講じる。
- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図る。
 - 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 当事業者は、介護職員等の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備しなければならない。

- ① 採用時研修採用後 1カ月以内
 - ② 継続研修 年2回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人朝日福祉会と管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則 この規程は、平成22年6月1日から施行する。

附則 この規程は、平成23年6月1日から施行する。

附則 この規程は、平成24年6月1日から施行する。

附則 この規程は、平成25年6月1日から施行する。

附則 この規程は、平成25年11月1日から施行する。

附則 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成27年8月1日から施行する。

附則 この規程は、平成28年6月1日から施行する。

附則 この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附則 この規程は、令和元年6月1日から施行する。

附則 この規程は、令和3年8月1日から施行する。

附則 この規程は、令和6年4月1日から施行する。

附則 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和元年10月1日から施行する。

附則 この規程は、令和4年6月1日から施行する。

「ショートステイ朝日荘」重要事項説明書

社会福祉法人 朝日福祉会

あなたに対する居宅サービス提供開始にあたり、厚生省令第39号第4条に基づいて、当事業所が説明すべき事項は次のとおりです。

1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 朝日福祉会
法人所在地	愛知県一宮市明地字西阿古井1番地
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 水谷直樹
電話番号	0586(69)4455

2 ご利用施設

施設の名称	ショートステイ朝日荘
施設の所在地	愛知県一宮市明地字西阿古井1番地
施設長名	施設長 服部賢治
電話番号	0586(69)4455
ファクシミリ番号	0586(69)5580

3 ご利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	愛知県知事の事業者指定		利用定数
	指定年月日	指定番号	
施設 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム朝日荘)	みなし指定	2373700059	70人
居宅 通所介護 (朝日デイサービスセンター) (いっぶくの里)	11年11月30日 14年3月29日	2373700067 2373700273	25人 40人
	短期入所生活介護 (ショートステイ朝日荘) 介護予防短期入所生活介護(ショートステイ朝日荘)	11年11月30日 (18年4月1日)	20人
支援 居宅介護支援事業 (朝日介護サービスセンター)	11年11月30日	2373700083	

4 事業の目的

事業の目的	・介護保険の要介護認定において、介護を必要と認められた方を、毎日の生き甲斐の場所、社会復帰を目指した生活の場所として提供し、毎日の生活に必要な介護のお手伝いをする。
施設の運営方針	・地域社会の支持を受けて、高齢者が地域で安心して生活を送ることができる拠点施設であることを目指します。 ・寝たきりの生活でなく、毎日が生活をしていることが実感できる施設で有ることを目指します。

5 施設の概要

敷地	6,512㎡
建物	鉄筋コンクリート造2階建て(耐火建築)
延べ床面積	4,858.21㎡ 内訳 2,070.15㎡ 軽費老人ホーム 2,788.06㎡ 特別養護老人ホーム・ショート、デイサービス
利用定員	70名 特別養護老人ホーム朝日荘 20名 ショートステイ朝日荘 50名 軽費老人ホーム朝日荘 25名 朝日デイサービスセンター

居室 (併設型20床(特別養護老人ホーム定員70名))

居室の種類	室数 (ショート)	面積 (ショート)	1人あたりの面積 (ショート)
4人部屋	17室 (3室)	561.68㎡ (99.12㎡)	8.26㎡ (8.26㎡)
2人部屋	3室 (2室)	63.14㎡ (42.49㎡)	10.52㎡ (10.62㎡)
1人部屋	16室 (4室)	137.64㎡ (34.72㎡)	8.60㎡ (8.68㎡)

主な設備

設備の種類	数	面 積	備 考
食 堂	1 室	2 3 8.3 8 m ²	
浴 室	2 室	9 6.5 4 m ²	
医務室・静養室	1 室	2 3.8 0 m ²	
機能訓練室	1 室		食堂と兼用
デイルーム・談話室	5 室	1 3 9.4 2 m ²	毎週水曜日喫茶室開設
理美容室	1 室	2 6.5 0 m ²	理容月 1 回・美容隔月

6 職員体制（主たる職員） ショートステイ併設により(特養+ショート)人員（令和4年6月現在）

従業者の職種 (特別養護老人ホーム)	員数
施設長(管理者)	1名
医師	3名
生活相談員	2名以上
看護職員	3名以上
介護職員	27名以上
栄養士又は管理栄養士	1名以上
機能訓練指導員	1以上
調 理 員	6名以上
事務職員	2以上
介護支援専門員	1名以上

7 職員の勤務体制

従業者の職種	勤 務 体 制	休 暇
施設長	正規の勤務時間帯(9:00～18:00)常勤で勤務	・1ヶ月単位の 変形労働時間制 ・年間休日：115日 (勤務表による交代勤務)
生活相談員	正規の勤務時間帯(9:00～18:00) 常勤で勤務	
介護職員	早番① (7 : 0 0 ～ 1 6 : 0 0) 早番② (7 : 3 0 ～ 1 6 : 3 0) } 1～2 名 日 勤 (9 : 0 0 ～ 1 8 : 0 0) 3～5 名 半日勤 (9 : 0 0 ～ 1 3 : 0 0) 遅番① (1 0 : 0 0 ～ 1 9 : 0 0) 遅番② (1 0 : 3 0 ～ 1 9 : 3 0) } 1～2 名 夜 勤 (1 8 : 0 0 ～ 9 : 0 0) 1 名	
	早 番 (8 : 0 0 ～ 1 7 : 0 0)	
	日 勤 (9 : 0 0 ～ 1 8 : 0 0)	
	・夜間は、特養職員と交代で自宅待機を行い、緊急時に備えます。	
	看護職員	
	介護支援専門員	
医師	週 1 回 午後 2 時～4 時まで、勤務	

8 短期入所サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種 類	内 容
排 泄	・入所者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。
入 浴	・年間を通じて週 2 回以上の入浴または清拭を行います。 ・寝たきり等で座位のとれない方は、機械を用いての入浴も可能です。
離床、着替え 整容等	・寝たきり防止のため、出来る限り離床に配慮します。 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。 ・個人としての尊厳に配慮し、適切な整容が行われるよう援助をします。 ・シーツ交換は、週 1 回、寝具の消毒は、月 2 回実施します。
機能訓練	・機能訓練指導員による入所者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止、介護予防にあつては身体機能の改善を図るように努めます。
健康管理	・適宜、看護職員による健康チェックと健康相談を行います。 ・また、緊急等必要な場合には主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引継ぎます。 (当施設の嘱託医師) 越野内科、熊原医院、中島整形外科クリニック (平成 1 8 年 5 月から)
相談及び援助	・当施設は、入所者およびそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 (相談窓口) 生活相談員 岩田光弘 (平成 2 4 年 5 月から)

社会生活上の便宜	・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。
送迎	・身体状況が一定の基準に該当する方で、ご自分で来荘が困難な方は、リフト付きの送迎車で入退荘の送迎を行います。 注：利用者の居宅が以下に記載の「通常の送迎の実施地域」に無い場合には、次項（２）の「特別な送迎」になります。 （通常の送迎の実施地域） 一宮市、稲沢市祖父江町

（２）介護保険給付外サービス（有料となります）

サービスの種別	内 容
特別な送迎	・通常の送迎の実施地域外の方の送迎サービスです。
食事の提供	・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。 （誕生会・創立記念祭・新年会・クリスマス会等のイベント行事の特別食の場合は別途費用を負担していただく場合があります。） ・食事はできるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します。 （食事時間） 朝食 7：30～ 9：30 昼食 11：30～13：30 夕食 18：00～20：00
理髪・美容	・毎月1回、理髪店の出張による理髪サービスを利用いただけます。 ・隔月 美容室の出張による美容サービスをご利用いただけます。

９ 利用料（令和7年1月現在）

（１）法定給付（介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額）

※地域区分 6 級地（1単位＝10.33 円）

区 分	利 用 料					
法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額					
	<介護予防> 1日につき 基本単位 ＋その他加算 × 10.33円	基本単位		<短期入所 生活介護> 1日につき 基本単位 ＋その他加算 × 10.33円	基本単位	
		要支援 1	451		要介護 I	603
		要支援 2	561		要介護 II	672
		その他加算			要介護 III	745
		サービス提供体制加算Ⅲ 送迎加算(片道につき)	6 184		要介護 IV	815
		介護職員等処遇改善加算 Ⅱ(1月の総単位×13.6%)			要介護 V	884
					その他加算	
					サービス提供体制加算Ⅲ 看護体制加算Ⅰ・Ⅱ 夜勤職員配置加算 短期緊急入所受入加算 送迎加算(片道につき)	6 4・8 15 90 184
					介護職員等処遇改善加算Ⅱ (1月の総単位×13.6%)	
法定代理受領でない 場合	介護報酬の告示上の額 (短期入所生活介護サービス及び介護予防サービスの基準額に同じ)					

（２）法定外給付（実費負担）（令和7年1月現在）

区 分	利 用 料
「特別な送迎」費用 実施地域を越えた地点から、	・片道 1km毎に 50円
食費	1食あたり 朝食：365円、昼食：550円、夕食：530円
滞在費（短期生活多床室）	1日 915円
なお、食費については、介護保険負担限度額の認定を受けている入所者の場合、その認定証に記載された金額と実費との低い額とし、滞在費については、その認定証に記載された金額を1日あたりの料金とする。	
理容・美容サービス	・理容サービス 1回 800円 ・美容サービス 1回 1,300円

(3) 入所者の選定により提供するもの（実費負担）

区 分	利 用 料
特別な食事	・要した費用の実費
特別な居室	・特別な個室は有りませんので該当しません
その他 (個人的に利用する 費用)	・喫茶コーナー飲食料 ・ピアガーデン等、酒飲料 ・日常生活品の購入代金 ・レクリエーション費用 (主に個人飲食・入場料等)

10 キャンセル料 (正当な理由がある場合は除く。)

キャンセル日	キャンセル料
利用開始当日及び利用期間中	利用料自己負担分の20%
利用開始前日	利用料自己負担分の10%
利用開始前々日まで	無料

11 苦情等申立先

当施設ご利用相談室	苦情受付担当者 相談員 岩田 光弘 苦情解決責任者 施設長 服部 賢治 ご利用時間 毎 日 午前9時～午後6時 ご利用方法 電 話 0586(69)4455 面 接 随 時 (電話にて担当の在籍を確認願います) 苦 情 箱 玄関に設置しています (受付時間 月曜日～金曜日 午前10時から午後5時)
第三者委員	(受付時間 月曜日～金曜日(祝休日除く) 午前10時から午後5時) ・堀田 日支夫 0586(68)4745 ・蓮容 美智子 0586(68)0796
その他苦情申出窓口	(受付時間 月曜日～金曜日(祝休日除く) 午前9時から午後5時) 一宮市介護保険課 0586(85)7017 愛知県社会福祉協議会「運営適正化委員会」 052(202)0167 愛知県国保連合会「介護サービス相談室」 052(971)4165

12 協力医療機関

医療機関の名称	一宮西病院	泰玄会病院	稲沢厚生病院
所在地	一宮市開明字平1番地	一宮市東五城字備前1番地1.	稲沢市祖父江町本甲拾町野7
電話番号	0586(48)0077	0586-61-2121	0587-97-2131
診療科	総合病院(内科、外科、整形外科、リハビリテーション科、他)		
入院設備	ベッド数 801 床 (一般621床、療養108床) 他	ベッド数 133床 (一般100床、地域包括ケア33床)	ベッド数250床 (一般151床、 地域包括ケア48床、精神科51床)
救急指定の有無	有り(救急告知病院、救急2次輪番制病院)		
診療所	朝日荘内の診療所 週1回 午後2時～4時		

13 協力歯科医療機関

医療機関の名称	青山歯科医院
院長名	青 山 圭 一
所在地	一宮市西萩原字上沼 16
電話番号	0586(68)2100
診療所	朝日荘内の診療所 毎週水曜日 午前10時～12時

14 非常災害時の対策

非常時の対応	別途定める「老人ホーム朝日荘消防計画」にのっとり対応を行います。
近隣との協力関係	上祐久自治会、及び八間城自治会と近隣防災協定を締結し、非常時の相互の応援を約束しています。
平常時の訓練等	「老人ホーム朝日荘消防計画」にのっとり年5回程度の夜間および昼間を想定した避難訓練を、入所者も参加して実施します。ほか消火器取扱訓練等も実施します。
防災設備	・自動火災報知機 ・非常通報装置 ・スプリンクラー ・屋内消火栓 ・非難階段 ・防火扉 ・シャッター ・非常灯 ・誘導灯 ・非常発電装置(スプリンクラー用) ・建物、カーテン等は難燃性の物を使用しております。
消防点検等	(株)明鏡管理サービスと契約で毎年防災器具の定期点検 一宮消防署の定期検査

15 事故発生時の対応

- 事業所は、利用者に対するショートステイサービスの提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族に連絡を行うとともに、必要な措置を講じ、管理者に報告しなければならない。
- 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をする。
- 事業所は、利用者に対するショートステイサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする

16 第三者評価実施状況

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施していません。

17 当施設ご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	来訪者は、面会時間（9：00～19：30）を遵守し、必ずその都度職員に届出てください。 来訪者が宿泊される場合には必ず許可を得てください。
外出・外泊	外泊・外出の際には必ず行き先と帰宅時間を職員に申出てください。
嘱託医師以外の医療機関への受診	家族が付き添われる場合は、自由に受診できます。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがございます。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の入所者の居室等に立ち入らないようにしてください
所持品の管理	原則的に個人管理をお願いします。個人管理のできない方は、介護職員が管理のお手伝いをします。
現金等の管理	原則的に個人管理をお願いします。個人管理のできない方は、介護職員が2000円程度の小遣い管理のお手伝いをします。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動および政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込みおよび飼育はお断りします。

私は、本書面に基づいて乙の職員（職名 氏名 ）から
上記重要の事項の説明を受けたことを確認します。

令和 年 月 日

利用者 住 所

氏 名

印

利用者の家族等 住 所

氏 名

印

続 柄

注：ショートステイ利用契約における、施設使用の際の留意事項を含む。